

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
25 年－ 7 (25. 5. 9)	会計管理	<p><b>印刷物発注に関する契約制度の改善について</b></p> <p>▶<b>陳情理由</b> 鳥取県下の中小印刷業を取り巻く経営環境は、大幅な需要の減少に加えて、破壊的ともいえるダンピング競争・電子化等により、企業の存立が危ぶまれている。 こうした中、私共中小印刷業は、常に業態変革に取り組み、経営の維持と雇用確保に努めているところである。 お陰をもって、本県においては、全国に先駆けて、平成 22 年 1 月から予定価格 20 万円以上の印刷物の「最低制限価格制度」を導入されたことを、有難く厚く御礼申し上げます。 このような情勢にもかかわらず、依然として採算を度外視した安値受注競争が激しく、自社の印刷能力を上回る過剰受注も見受けられ、この場合県外業者への丸投げの恐れもある。こうした状況が放置されるなら、官公需に対する応札拒否にもなりかねず、引いては印刷業界の倒産・廃業が増大する状況である。 ついては、地場産業としての県内中小印刷業の存続、雇用の確保・拡大と、地域社会の健全なる振興のため、適正価格による入札及び自社の能力に応じた適正受注のため、契約制度の改善について、次の事項を陳情する。</p> <p>▶<b>陳情事項</b> 1. 一括下請け（丸投げ）禁止の徹底 県関係の印刷物発注にあたっては、注意書きに「自社の所有する設備で印刷すること。」と規定されているにもかかわらず、県外印刷業者に丸投げする恐れがあるので、一括下請け禁止の徹底を図るため、発注時の注意書きに「印刷時に立会いすることができる。」並びに「印刷機器の制限ができる。」等の規定を盛り込んでいただきたい。</p>	鳥取県印刷工業組合 理事長 松 下 栄一郎 (鳥取市徳尾 125 番地 14)	

		<p>2. 「予定価格」の適正化並びに「積算内訳書」添付の義務化 地場産業である中小印刷業者の健全な育成のため、採算を度外視した低価格での入札を防止するために、より一層「予定価格」の適正化を図っていただきたい。 また、入札時に「積算内訳書」の添付を義務化していただきたい。</p>		
--	--	--	--	--